

広島県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和八年七月九日までの間、縦覧に供する。

令和八年六月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

音戸倉橋線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
呉市倉橋町字沖之山二一〇八一番一先から 呉市倉橋町字岳ノ下二二六三七番四地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 備 考
	二〇・九〇〃 五六・五〇	八・八〇〃三 〇・七〇	
	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)	
	一五〇・一〇	一五〇・一〇	
	拡幅		